

土壌汚染措置対策における計画と実施の変更点(まとめ)

	計画内容	実施内容	変更理由	記載ページ
対策面積	計画面積 161.94㎡(内、掘削面積161.94㎡)	実施面積 161.94㎡(内、掘削面積146.99㎡)	道路境界部を除く外周にCB扉が設置されたため、掘削出来形測量の結果、掘削面積が14.95㎡減少した。なお、対策面積に変更はなし。	8ページ
対策体積	計画体積 161.94m ³	実施体積 120.85m ³	実施面積が減少したこと、掘削深度が計画時より変更となったため、掘削出来形測量の結果、実施体積が41.09㎡減少した。	8ページ
搬出土量	搬出計画土量 161.94m ³	搬出実施土量 88.35m ³	実施面積及び実施体積の減少ならびに地中埋設物が確認されたため、掘削出来形測量の結果、実施搬出土量が73.59㎡減少した。	8ページ
対策方法	土壌入換え措置および盛土・舗装の手順	土壌入換え措置および盛土・舗装の手順	変更なし	10～15ページ
汚染土壌搬出先	㈩東立デクノクラシー瀬戸事業所(分別等処理施設)	㈩東立デクノクラシー瀬戸事業所(分別等処理施設)	変更なし	16～19ページ
埋め戻し	砕石により基礎工事の床付けまで埋め戻し	砕石により基礎工事の床付けまで埋め戻し	変更なし	25ページ
完了確認	・対策区画毎に掘削除去後、掘削出来形測量を実施。 ・汚染土壌の移動管理として管理票を使用。 ・盛土層厚が50cm以上、コンクリート層厚が10cm以上であることをレベル測量等により確認。	・対策区画毎に掘削除去後、掘削出来形測量を実施。 ・汚染土壌の移動管理として管理票を使用。 ・盛土層厚が50cm以上、コンクリート層厚が10cm以上であることをレベル測量等により確認。 ・掘削作業時において、浸出水等の発生は確認されなかった。	変更なし	20～25ページ
環境保全対策	・浸出水等の発生が確認され作業が困難となった場合は、貯留タンクを設置し水中ポンプ等により揚水し、産業廃棄物として適正に処分する。 ・対象地内にみだりに人が立ち入ることを防止及び作業中における近隣への飛散防止のため敷地境界部に仮囲いを施す。 ・運搬車両や重機等への汚染土壌の付着を防止するため、現場内に敷板等を敷設する。なお、汚染土壌が付着した場合は敷地内にてタイヤ洗浄を行い、周辺への影響を防止する。 ・施工中における汚染土壌の飛散防止のため、適時、散水を行う。 ・施工中における騒音・振動対策として低騒音型かつ低振動型の建設機械を使用する。 ・なお、積込み時に悪臭が確認された場合は、汚染土壌をフレキブルコンテナバック(内袋あり)に入れ搬出する。 ・掘削にあたり、対策区画境界部について土砂等の崩落を防止するため必要に応じて山留めを設置する。 ・作業員の靴底等に汚染土壌が付着した場合は、「靴の履き替え」、「敷板等の敷設」、「靴洗浄用の容器内にて洗い流す」等を実施し、汚染土を拡散させないように管理する。 ・日々の作業実施前に全ての作業員を一同に集め、ミーティングを行い、当日の作業内容、注意事項等の安全教育を実施する。 ・近隣への周知として本工事に關する看板を掲示する。	・掘削にあたり、対策区画境界部について土砂等の崩落を防止するため必要に応じて山留めを設置した。 ・作業員の靴底等に汚染土壌が付着した場合は、「靴の履き替え」、「敷板等の敷設」、「靴洗浄用の容器内にて洗い流す」等を実施し、汚染土を拡散させないように管理した。 ・日々の作業実施前に全ての作業員を一同に集め、ミーティングを行い、当日の作業内容、注意事項等の安全教育を実施した。 ・近隣への周知として本工事に關する看板を掲示した。	変更なし	28ページ
工事工期	令和5年4月10日～令和5年12月30日	令和5年4月10日～令和5年10月31日	全体的に工期が短縮されたため	

汚染拡散防止措置完了報告書

本届出は、有害物質の使用履歴のある事業所の廃止等に伴い、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 116 条第 1 項」の規定による土壌調査(以下、「既往調査」という)の結果、第二種特定有害物質である鉛及びその化合物の含有量値が汚染土壌処理基準(以下、「基準値」という)不適合にて確認されたことから、今後の土地利用計画等を踏まえ、共同住宅建設工事と並行し、下記のとおり汚染拡散防止措置を実施した。

その結果を以下のとおりご報告いたします。

1. 対象地

- <住居表示> 東京都墨田区京島二丁目 7 番 4 号
- <地 番> 東京都墨田区京島二丁目 101 番 6、102 番 1
- <敷地面積> 161.94 m²(CAD 計測による)
- <汚染面積> 161.94 m²
- <汚染状態> (汚染物質) (含有量基準超過)
鉛及びその化合物 270～1300 mg/kg

2. 措置の概要

1) 土壌入換え措置(区域外土壌入換え)

- ①鉛及びその化合物の含有量基準不適合土壌が存在している対策区画の一部の汚染土壌については処分先として計画している汚染土壌処理施設(分別等処理施設)の受入れ条件にあわせ、地表から共同住宅建設工事に必要な深度までの汚染土壌を掘削除去し、搬出・処分した。
- ②搬出した汚染土壌については、汚染土壌処理業の許可を有する汚染土壌処理施設にて適正に処分した。
- ③措置対策の完了確認として、対策区画ごとに汚染土壌を掘削除去後、掘削出来形測量を行い、汚染土壌の除去確認をした。

2) 盛土・舗装(コンクリート)措置

- ①鉛及びその化合物の含有量基準不適合土壌が存在しているすべての対策区画において、基準不適合土壌との接触防止及び区別をするため碎石を敷き均し、盛土範囲については層厚 50cm 以上、コンクリート舗装範囲についてはコンクリートにより層厚 10cm 以上の被覆を施し、汚染拡散防止対策を施した。

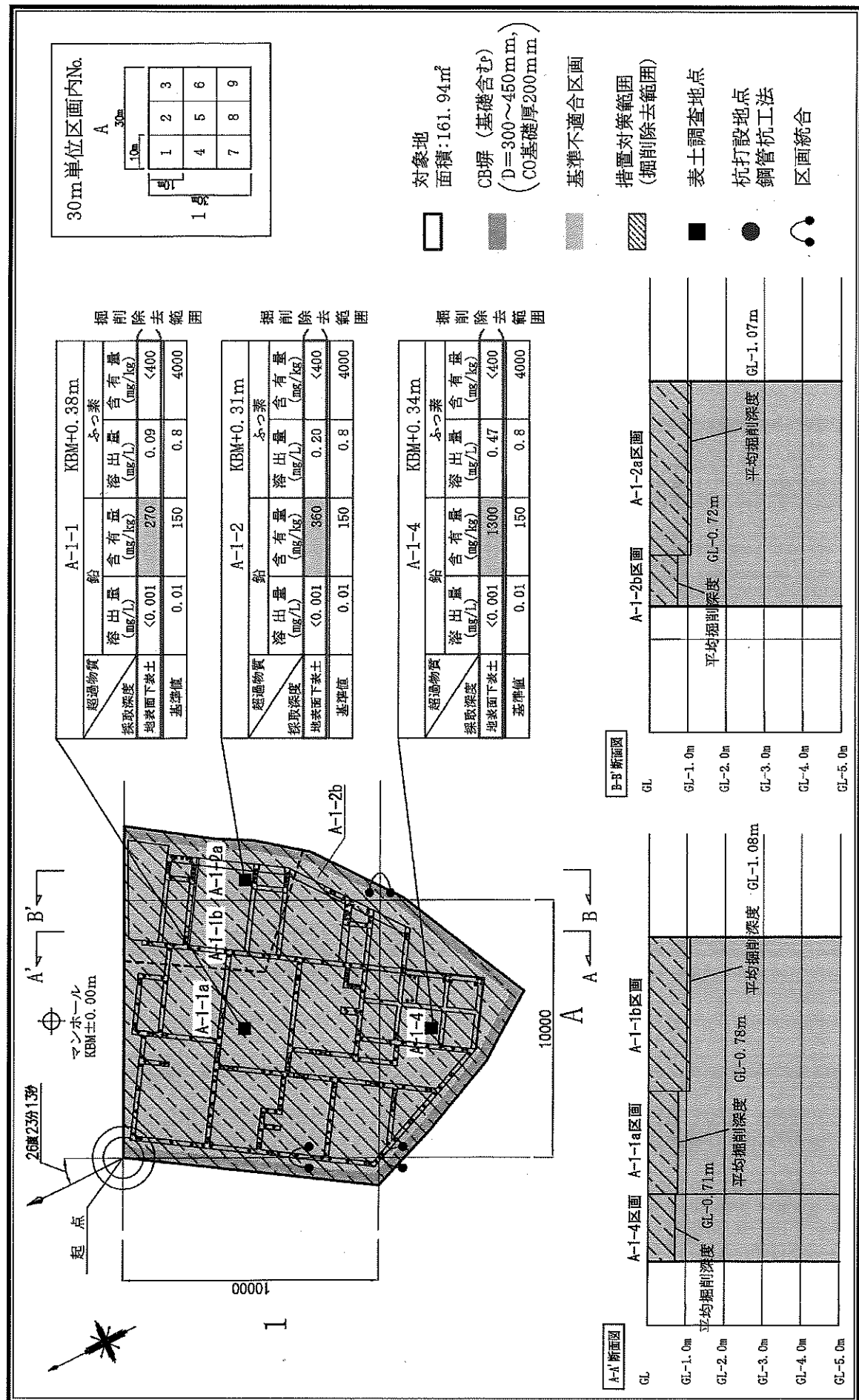
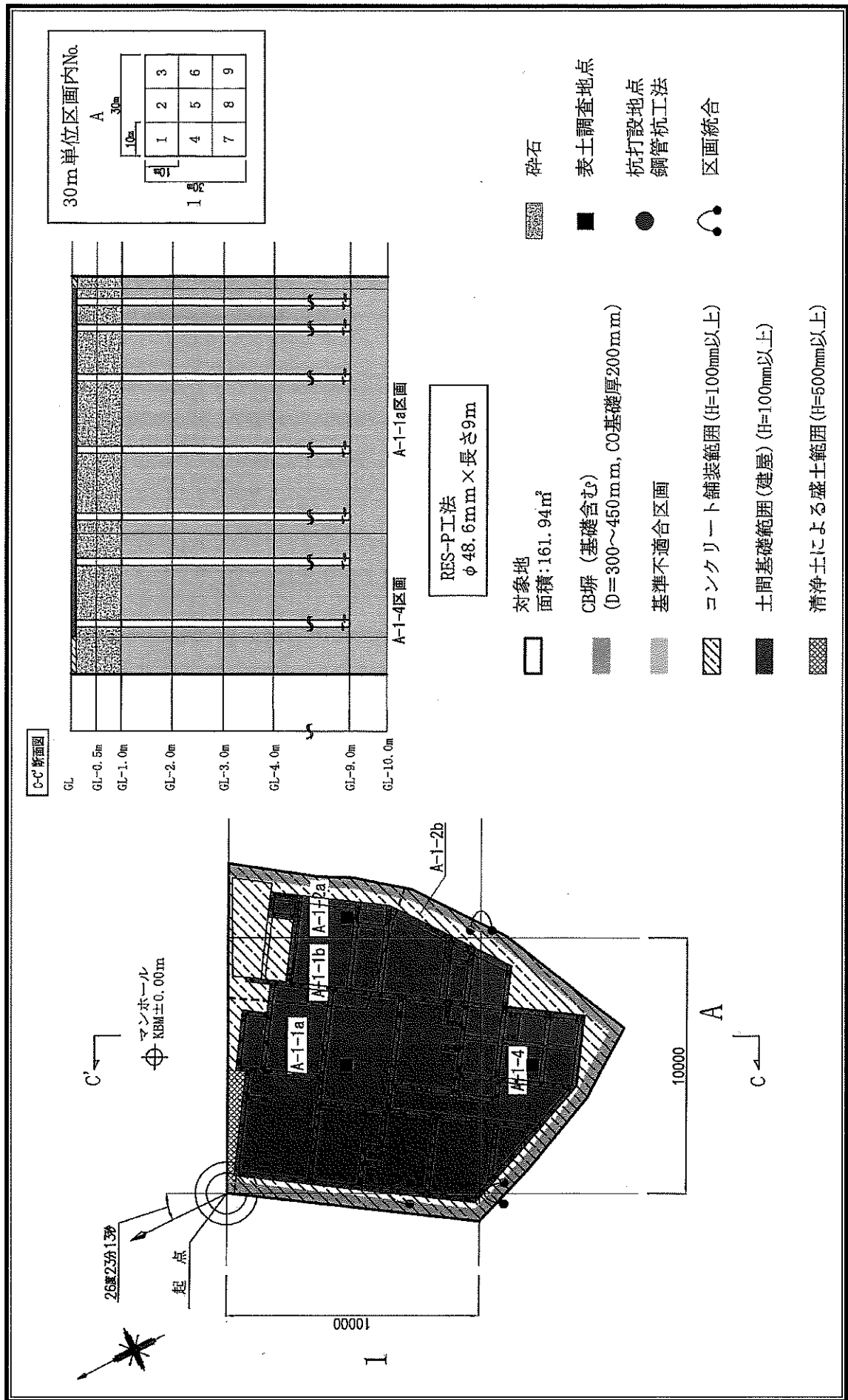


図-2-3 土壌入換え措置対策範囲平面・断面図 (実施)



図—3—2 盛土・舗装措置対策範囲平面・断面図 (実施)

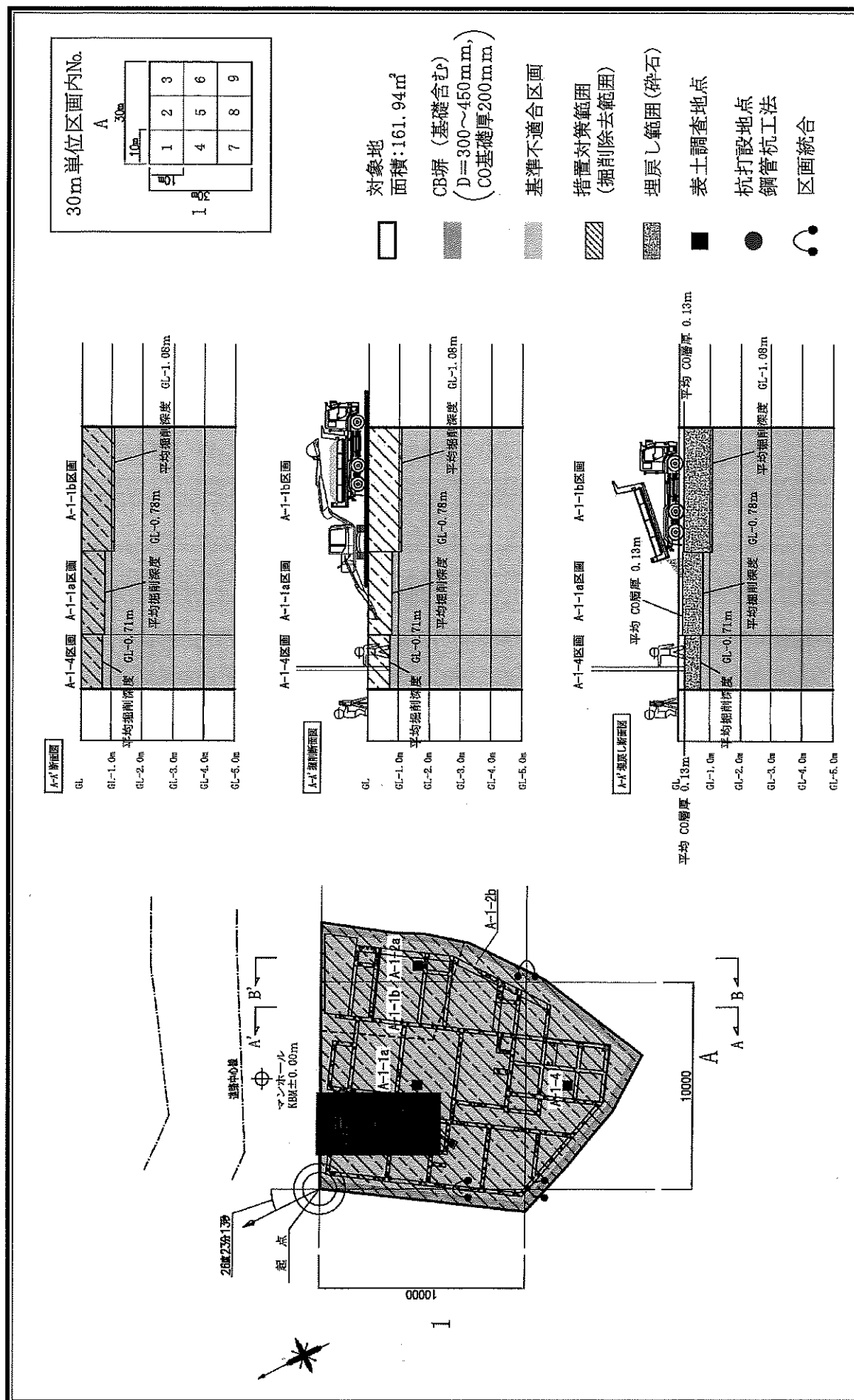
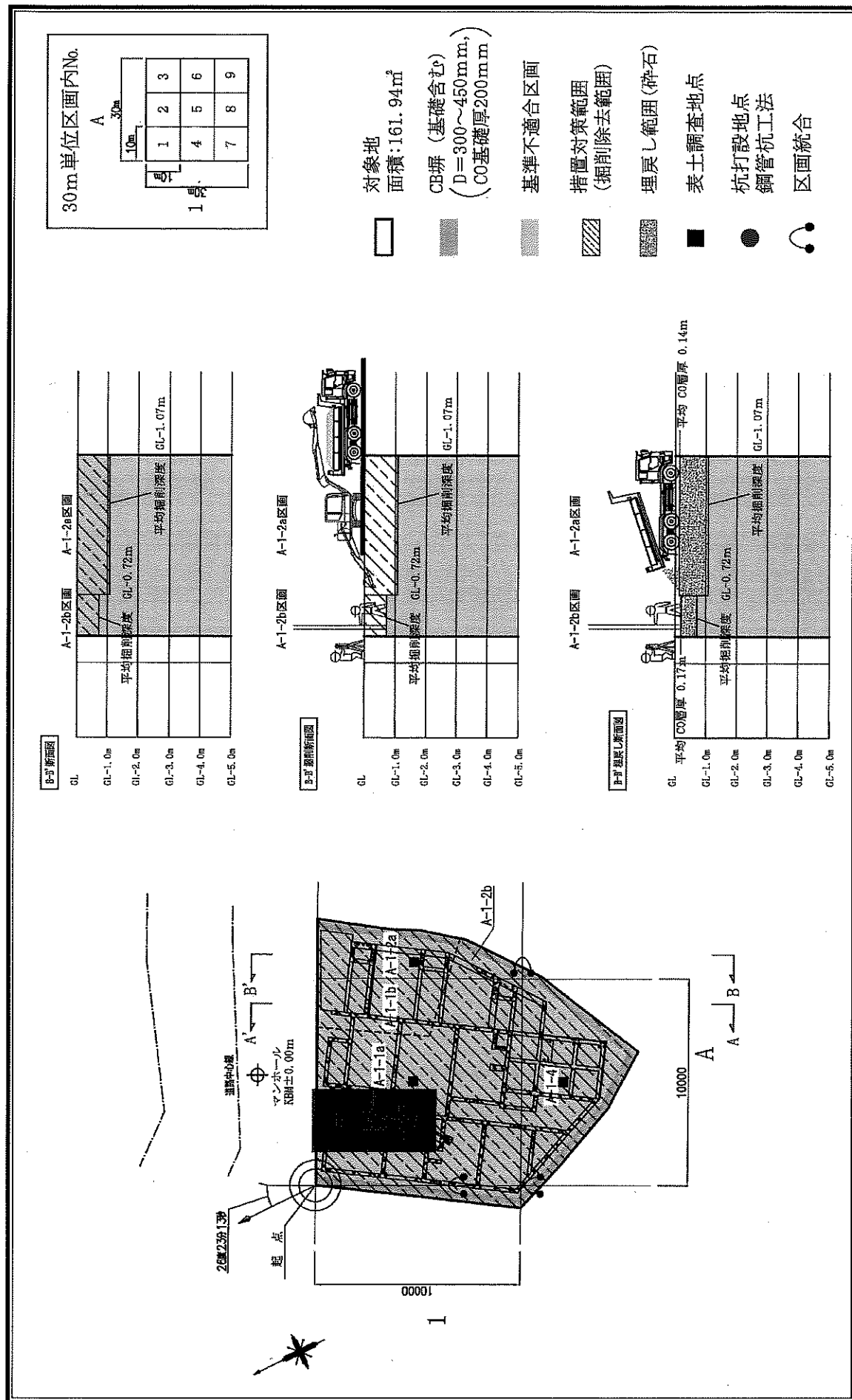


図-5-1-1 措置対策施工平面・断面図①



図—5—2 措置対策施工平面・断面図②